

令和元年度第6回 西宮市都市計画審議会

【令和2年3月31日（火）午前10時から11時16分】

議 題	内 容
議 案 第 1 号	阪神間都市計画地区計画の変更（西宮市決定）について【付議】 （浜甲子園団地地区計画）
審 議 結 果	今後、本案の縦覧を行い、その結果、意見書の提出があった場合は再度審議することとし、意見書の提出が無ければ、本案について都市計画決定の手続きを進めることを承認する。
主 な 質 問 等	○ <u>意見なし</u>
報 告 第 1 号	都市計画道路（名神湾岸連絡線ほか4路線）の変更（案） について【報告】
主 な 質 問 等	<p>○ <u>昨年12月に開催された公聴会では、18名のうち55%に相当する10名の方が反対したことを重く受け止めていただきたいが、公述人の意見はどのように取り扱われるのか。この公聴会の結果は県の都計審でも報告されるのか。</u></p> <p>【当局回答】</p> <p>県の都市計画審議会においても、住民意見やそれに対する県の考え方についても審議の一つになると思われ、そういった審議の中での判断材料の一つになるかと思われる。</p> <p>○ <u>資料1の番号6「健康調査をしてほしい」に対する県の考え方の中で、「事業者の実行可能な範囲で環境保全に向けた対策」とはどのような意味か聞きたい。</u></p> <p>○ <u>環境影響評価準備書について、第3章「住民意見書に記載された意見等」では、大気汚染、騒音、動植物、生態系、文化財等の各項目への意見に対する事業予定者の見解として専門家、関係機関の意見を聴くと記載されているが、「専門家」というのは何を指しているのか。また、「関係機関の意見」というのは何を指しているのか。さらに、第3章、第5章に記載されている「環境の保全と創造の見地」あるいは「環境の保全と創造のための措置」と記載されているが、「創造」とは何を意味しているのか。</u></p>

【当局回答】

国において環境影響評価の進めていく上で、検討委員会のような組織体を立ち上げており、その中で各専門分野の学識経験者が集まり、様々な助言や意見をいただいております、それらを確認しながら作成していると聞いている。

環境影響評価の準備書については、市が受領したのは3/24であり、現在、内容について確認しているところである。詳細については、今後、精査していきたい。

- 説明会について、コロナウイルス感染症の影響で市の施設が4/15まで休館となっている。今、この説明会が4/17、19、22、25と、15日の後に開催予定であるが、このような状況では、休館期間が延びる恐れがある。その場合、説明会についてはどうするのか。

【当局回答】

現時点においては開催予定であり、中止になった場合については、具体的にはまだ決まっていないが、地域の皆様に準備書の内容を説明するための何らかの対応策について検討すると国から聞いている。市としても、地域住民の方に準備書の内容を知っていただくよう、丁寧な対応を国に求めていきたい。

- 準備書の中で二酸化窒素濃度の予測結果が示されている。1978年に環境基準が0.04～0.06ppmに引き上げられたことにより、環境基準を満たしていると評価しているが、環境基準そのものが緩和されており、名神湾岸連絡線が整備されることで現状よりも環境が悪くなると不安を抱えている周辺の住民に対して、市が健康アンケート調査を実施すべきであると思うが、どのように考えているのか。

【当局回答】

環境基準については、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であり、疫学的な知見を踏まえて設定されたものである。国が実施している環境影響評価の中で、環境基準に照らした評価が行われ、沿道住民の健康が守られるような措置が検討されることとなっていることから、名神湾岸連絡線事業でそのような調査を考えていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>日本国憲法第 25 条には、「すべて国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する。」と記載されている。それを実施する自治体側が市民の健康な生活を保障していかなければならないにもかかわらず、健康調査を、アンケートすらも拒んでいることは問題である。憲法第 25 条の立場に立って、健康アンケート調査を絶対実施していただきたいと、重ねて言っておきたい。（意見のみ）</u> ○ <u>公聴会を実施したところ反対意見が多かったという発言があったが、例えばマンションや焼却炉の建設等、事業実施の際に説明会に来る方は反対意見を言うためである。反対意見が多かったから皆が反対しているということにはならない。（意見のみ）</u> ○ <u>名神湾岸連絡線が整備されれば、小曾根線や札場筋線を通る大型車両が減少すると予測されている。小曾根線は鳴尾浜産業団地からの交通で混雑しており、酷い時は笠屋町交差点から鳴尾交差点まで渋滞している。これらの車両の 8～9 割が大型車で、停車しながら排気ガスを排出し続けており、その方が環境に悪いと思われる。名神湾岸連絡線により、西宮浜、鳴尾浜それぞれの産業団地から名神高速を利用したい大型車は、一般道を通らずに阪神高速 5 号湾岸線から接続可能となる。これにより、一般道の渋滞も減少するので、停滞して NOx を排出することもなく、当該地域の方々の健康被害が緩和される。以上のことから、メリットの方がデメリットより大きいと思われるので、名神湾岸連絡線の計画を進めていただきたい。（意見のみ）</u>
<p>報 告 第 2 号</p>	<p>兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合新病院整備に係る都市計画変更（素案）について【報告】</p>
<p>主 な 質 問 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>病院の整備や上位計画との整合について意見はないが、24 時間緊急車両が通行すること等を踏まえ、西宮北口とつなぐ機能であるとか、ネットワークの検討を行う必要があるのではないか。</u> <p>【当局回答】</p> <p>具体的な検討については、今後事業計画を進めていく中で、ご指摘の点も踏まえ検討していく。</p>

- 阪神国道駅との接続等に関して鉄道事業者と協議を行っているのか。

【当局回答】

アクセスについては今後、基本設計等を進めていく中で、検討する。

阪神国道駅との接続に関して、これまでも、阪急電鉄とも協議はしているが、具体的な内容は今後の協議となる。

- 第5種高度地区から第7種高度地区に変更しているのは、建築計画上支障となるからか。

【当局回答】

一般的に高度地区については、容積率と連動して、指定しており、今回の変更も、容積率の変更に伴い変更するものである。当該地区については、高度地区の制限に関わらず、地区整備計画において50mが上限となっている。

- 事業の進捗は。

【当局回答】

基本計画についてパブリックコメントを実施し、公表している。

来年度に基本設計の事業者を選定し、設計着手は9月、10月頃になるものと思われる。